

「事業用自動車総合安全プラン 2025」の目標達成に向けて 講じた施策

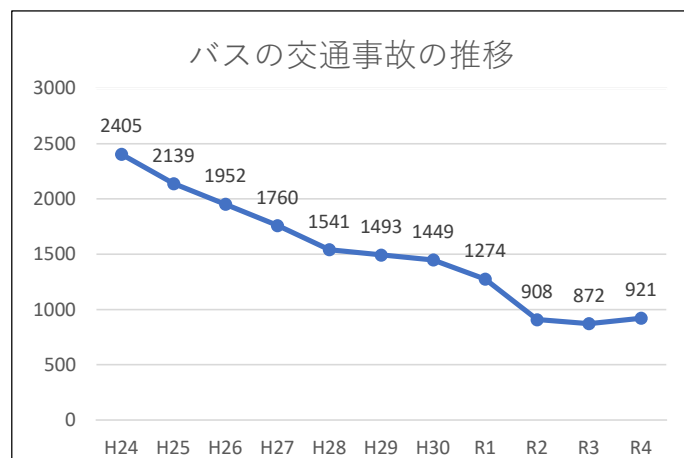
2023年11月17日

公益社団法人 日本バス協会



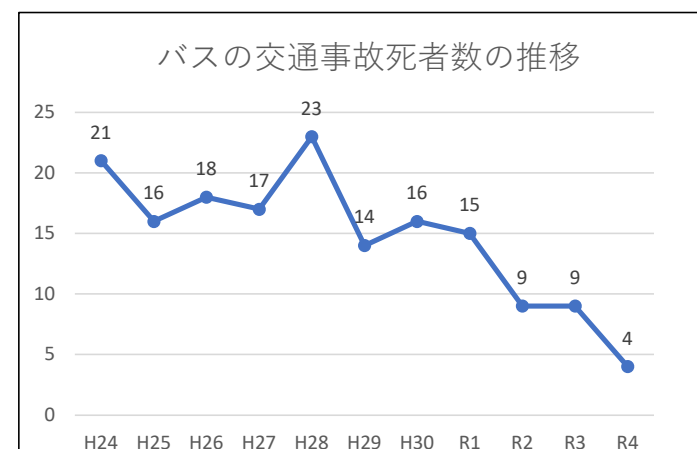
I. 事業用バスの交通事故件数と交通事故死者数の推移

- 令和4年の交通事故の発生は**921**件であり、前年と比較して**49**件増加した。
- 死亡事故件数については、昨年より**5**件減少の**4**件となった。



H24年と比較して約64%減

出展：警察庁「交通統計」
(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」



出展：警察庁「交通統計」
(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

バス事業における総合安全プラン2025

- ①乗客の死者数**ゼロ**
- ②令和7年（2025年）までに交通事故死者数を**ゼロ**とする。
- ③令和7年（2025年）までに重傷者数を**150人以下**とする。
- ④令和7年（2025年）までに人身事故件数を**800件以下**とする。
- ⑤飲酒運転を**ゼロ**とする。
- ⑥令和7年（2025年）までに乗合バスの車内事故件数**85件以下**とする。
- ⑦令和7年（2025年）までに貸切バスの乗客の負傷事故件数**20件以下**とする。

II. 目標達成のために講じた措置

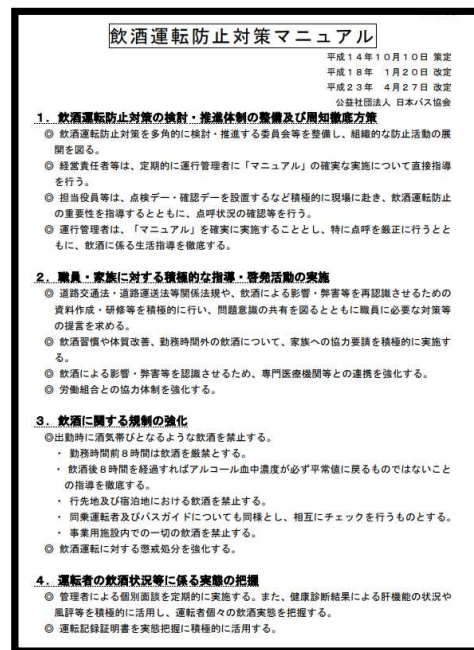
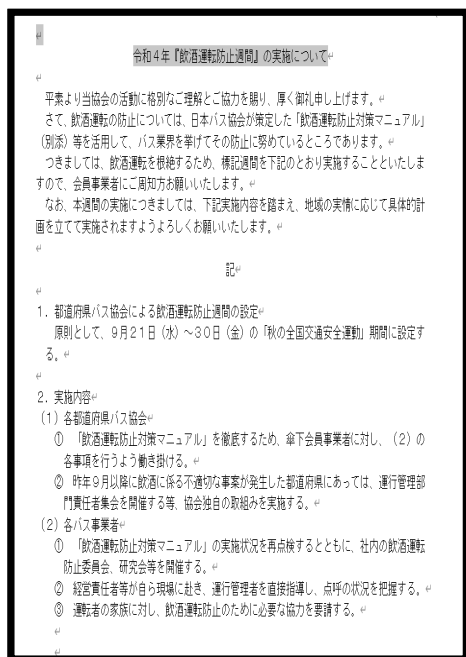
1. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

(1) 飲酒運転の根絶

例年、9月秋の全国交通安全運動に併せ「飲酒運転防止週間」を展開し飲酒運転事故防止を図る

- ・遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性の確保を図る

飲酒運転による事故件数については、平成24年から令和5年まで**ゼロ**を維持。



※ A S K 飲酒運転防止インストラクター養成講座の受講の促進を図っている

「安全輸送決議」において、運転者及び運行管理者の日常的飲酒についての指導を徹底するとともに、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性の確保に努めることを決議

安全輸送決議

バス事業者は事業の内容を点検し、新たな安全規制の効果的な推進に努めるとともに、安全安心がすべてに優先することの決意をもって、法令遵守はもとより、バスの安全運行を図るため、業界を挙げて安全対策事項を徹底すること

- ・ 一般ドライバーに対し車内事故防止への協力を啓発
- ・ 長い下り坂等でのブレーキ操作、危険情報を踏まえた運行指導の実施、デジタルタコグラフ等導入推進等

追記

安全輸送決議

我々バス事業者は、公共交通機関としての自覚と誇りを持って、各種の交通事故防止対策を強力に展開してきた。

これにより、バスに係る交通事故の発生件数は減少しているものの、交差点やロータリー内における横断歩行者等の死傷事故及び車内事故は依然として後を絶たない。また、幼児、高齢者の事故や自転車を巻き込んだ事故が目立っている。

加えて、バスの横転事故、バス停付近の人身事故、健康起因の事故、車椅子利用者の車内事故や、今後、利用が広がる電動キックボードの交通ルール違反等のほか、送迎用バスの置き去り事故に社会の関心が高まっている。

このような中で、我々バス事業者は、事業の内容を点検し、新たな安全規制の効果的な推進に努めるとともに、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、法令遵守はもとより、バスの安全運行を図るため、業界を挙げて次の事項を徹底することとする。

1. 経営トップから現場まで一丸となり、それぞれの持ち場において、法令遵守を再徹底する。運行管理者による運転者に対する実効ある指導・監督体制を確立する。特に、軽井沢スキーバス事故を受けて実施された各種対策を徹底し、安全性の向上に努める。
2. 交差点等における重大事故を防止するため、幼児や高齢者が絡んだ事故事例や自転車巻き込み事故事例等を活用した危険予知教育訓練を充実するとともに、「交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止する」、「発進時にはアンダーミラーによる直前横断者を確認する」、「歩行者、自転車、電動キックボード等他者の動向に注意する」という習慣を確実に習得させるなどの安全教育を徹底する。
3. 横断歩道が近接するバス停では、利用者に降車直後の道路横断時の注意喚起を徹底する。
4. 車内事故を防止するため、発車時に乗客、特に高齢者が着席したことを確認してから発車する「ゆとり運転」や、降車しようとする乗客に、バスが停車しドアが開いてから席を立つ等の注意喚起の実施のほか、乗降時の車椅子利用者との十分なコミュニケーションに努めることを徹底する。またバス停から発車するバスを無理に追い越さないよう一般ドライバーへ協力を求める取組を実施する。
5. バスが横転する重大事故が発生したことを踏まえ、長い下り坂等でのブレー

の実施等運行管理を徹底する。客行に当たっては、乗客の安全を確保する乗客へのシートベルト着用による着用案内を推進する。また、乗降場所及び開放方法を予め乗客に

ドライバー異常時対応システム等、保存機能を有するアルコール検知器の導入を推進する。また、バス車故障、車両火災、車輪脱落事故を

を活用して運転者の運転特性や運行に、乗務中における携帯電話やスマートフォンの使用を制限し、安全に

コミュニケーションを図るとともに、健康に起因する事故の防止に努め、睡眠不足等チェックを行い過

注意喚起を徹底するとともに、遠隔地での運行に努めるほか、覚せい剤、飲酒等の取締りに努める。

業や休車を実施した後、運行を再開するに当たり、乗客の安全確保及び監督を実施した上で技量の向上を図る。

令和5年6月9日
公益社団法人日本バス協会

(2) 覚せい剤等使用運転の根絶

「安全輸送決議」において、覚せい剤、大麻、危険ドラッグの使用運転防止に対しても細心の注意を払うことを決議

(3) 運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止

「安全輸送決議」において、乗務中の携帯電話やスマートフォンの使用の禁止を継続的かつ反復的に指導することを決議



2. 運行管理の強化

(1) 対面点呼に代わる点呼の周知について

遠隔点呼実施事業者の取組状況等の情報を共有
安全性・確実性の向上と管理コストの減少を目指して取り組んでいる

(遠隔点呼事例：広島電鉄(株))

効果

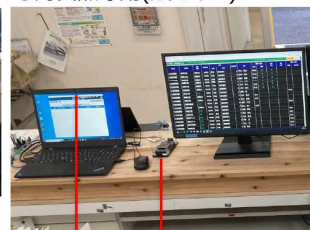
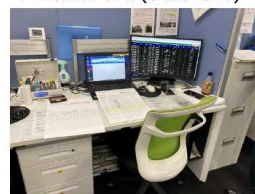
- ・点呼に要する時間の短縮
- ・対面点呼とのハイブリッドが可能

課題

- ・システムトラブル時の対応
- ・今後、業務のデジタル化が予想され内勤事務ポスト削減による運転士のモチベーションの維持・向上ができる仕組みが必要

運行管理者用機器

○遠隔点呼用(執務場所) ○対面点呼用(カウンター)



静脈認証装置
カメラ(顔認証に使用)

運転士用機器



監視カメラ



主に対面点呼前のセルフチェックで使用
※遠隔点呼も可能

運行管理者用機器

なし

運転士用機器



体温計
アルコール検査機器
静脈認証装置
カメラ(顔認証にも使用)

監視カメラ



(参考)外観イメージ








(2) 「指導・監督マニュアル」の周知

運行管理者が運転者に対して、実効性のある指導・監督が行えるよう、会員事業者に対し、国土交通省作成の「指導・監督マニュアル」の周知を図る

- 坂道での適切な運転操作
- 危険箇所の情報を踏まえた運転指導
- 乗客のシートベルト着用の目視での確認
- 非常口や非常停止ボタンの使い方の周知


指導・監督マニュアルの改正概要(令和5年1月6日改正)

■ 令和4年8月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、10月には静岡県等の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部を改正。

<p>① 坂道での適切な運転操作(バス、タクシー、トラック)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。  	<p>② 危険箇所の情報を踏まえた運転指導(バス、タクシー、トラック)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」等の活用等により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をしよう指導すること。 
<p>③ 乗客のシートベルト着用の目視での確認(貸切バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。 	<p>④ 非常口や非常停止ボタンの使い方の周知(バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故時等の非常時に備え、乗客に対し、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方・非常停止時のバスの挙動等に係る案内を行うこと。 

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル

《第1編 概要編》



バス事業者編

国土交通省

(3) 緊急時における統一对応マニュアルの改正(周知)

○乗客の安全を確保するため、シートベルト、非常口の設置場所及び開放方法等の安全情報については、車内でのポスターやアナウンスのほか、ビデオ映像、安全のしおり等によって、あらかじめ乗客への案内・周知を徹底する。

別添

車両火災発生等緊急時における
統一对応マニュアル

平成21年8月5日制定
令和5年3月6日改正
公益社団法人日本バス協会

対応の基本

- 乗客の安全確保を最優先とし、これに最善をつくす。
- 冷静沈着に行動する。

乗客の安全を確保するため、
○シートベルト
○非常口の設置場所及び開放方法
等の安全情報については、車内でのポスターやアナウンスのほか、ビデオ映像、安全のしおり等によって、あらかじめ乗客への案内・周知を徹底する。

1. 運転者の行動

- 異常を感じたときは、ハザードランプを点灯させる。
※エンジンが停止してしまった場合には、その状態での横行運転、降坂走行は、絶対にしない。
(トンネル内は誘導スペースが少ないため、停車すると二次事故を起こす危険性があります。そのため、トンネル内で確認した場合は、すぐにハザードランプを点灯させて後継車へトラブル発生を知らせます。情性を極力活用して道路の左側に寄り最近の非常駐車帯に入るようにしてください。)
- 他の交通に支障のないように直ちに停車する。
(1) 空き地または路肩に停車する。
(2) エンジン、冷機を止める。なお、夜間、トンネル内は全灯火を点灯する。
- 点検のため、バスの外に出るときは、
(1) やむを得ない場合を除き、車線上には出ない。
(2) 夜間・トンネル内では、懐中電灯を自分に当てて存在を示す。

(4) 映像型ドライブレコーダー等の活用

映像記録型ドライブレコーダー等により
得られたデータを交通安全教育及び添乗指
導等に活用



模擬訓練室



危険予知訓練

3. 各種事故防止への対応

(1) 車内事故防止対策

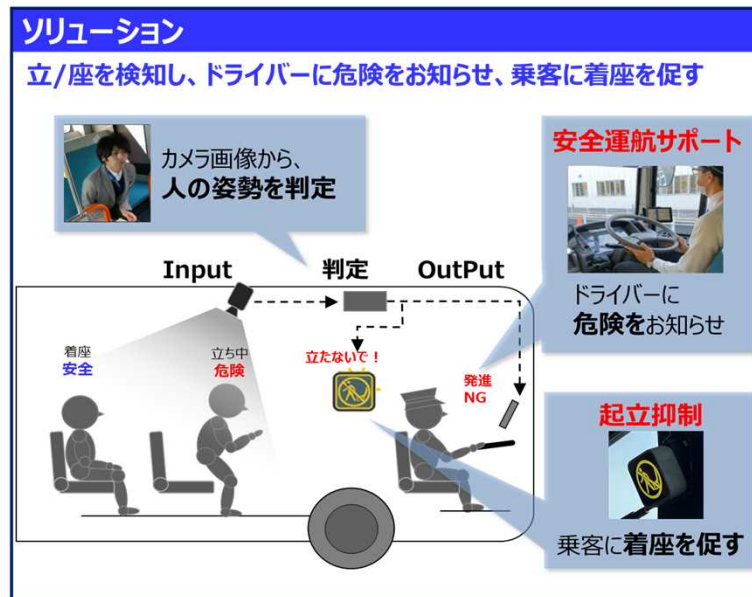
- ・毎年7月に「車内事故防止キャンペーン」を展開
 運転者に対する発車時の安全確認や基本動作の徹底及びポスター・チラシを作成
- ・警察庁と連携しバス発進時の協力とバスの直前の割り込み防止啓発ポスターを作成
- ・貸切バス・高速バス・空港連絡バス等の利用者に対するシートベルトの着用啓発等、車内事故の防止対策を実施
- ・追加印刷し地方協会、事業者に配布



(2) 車内事故防止対策の情報共有

中央技術委員会全国大会10月26日開催において事業者
に情報の共有を行った

AIカメラによる車内転倒リスク軽減への取組み
(事例 名鉄バス(株))



乗客未着座



乗客着座完了



システム：停留所からの発進時、カメラで乗客着座(安定)を判定し、ドライバーへ通知するシステム
(走行中の乗客立上りを抑制する注意喚起も行う)

(3) 高齢者事故の防止対策

車内事故の多くを占める高齢者の車内事故を防止するため、バスが乗り入れている病院等、高齢の利用者の多い施設等にポスターを掲示

乗降時の車椅子利用者との十分なコミュニケーションに努める



(4) 交差点右左折時の事故防止対策

交差点等における重大事故を防止するため、「交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止」、「発進時にはアンダーミラーによる直前横断者を確認」するなど、歩行者、自転車、電動キックボード等他車の動向に注意する習慣を確実に習得させるなどの安全教育の徹底

(5) 国土交通省メールマガジンの活用

重大事件事例を提供している国土交通省メールマガジン（「事業用自動車安全通信」）を未登録の会員事業者に登録をして事故防止教育に活用してもらえるよう働きかけている

(6) 安全対策及び事故防止対策の周知

10月13日午前11時50分頃、静岡県小山町の県道においてにおいて、観光バスが乗客を乗せ運行中横転し、1名死亡、3名重傷を負う痛ましい事故が発生した。

事故については、同日、国土交通省より観光バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため安全確保及び事故防止の徹底に掛かる通達の発出があり、会員事業者に対して改めて安全対策及び事故防止の徹底を図るよう各都道府県バス協会を通じて依頼を行った。

◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第679号（R4.10.14）◆◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目次＝

1. 重大事故等情報＝6件（10月7日～10月13日分）

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 貸切バスの転覆事故
- (3) 法人タクシーの死傷事故
- (4) 法人タクシーの衝突転覆事故①
- (5) 法人タクシーの衝突転覆事故②
- (6) 法人タクシーの酒気帯び衝突事故

(7) バス事故の防止対策資料

日本バス協会 安全輸送委員会作成

バスにおける総合安全プラン及びバス事故の傾向と安全運転に関するポイントなどをとりまとめた資料を令和5年8月に改訂し、日本バス協会メールマガジンで周知を行い会員事業者に対して安全教育への活用を促した。

- ・ 山間部等の勾配
- ・ 非常時等のアナウンス
- ・ 交通事故発生マップ等 追加掲載

(8) 先進的な取り組みの周知

教育施設・設備例 (事例 しずてつジャストライン (株))



視点計測
(アイマークレコーダー)



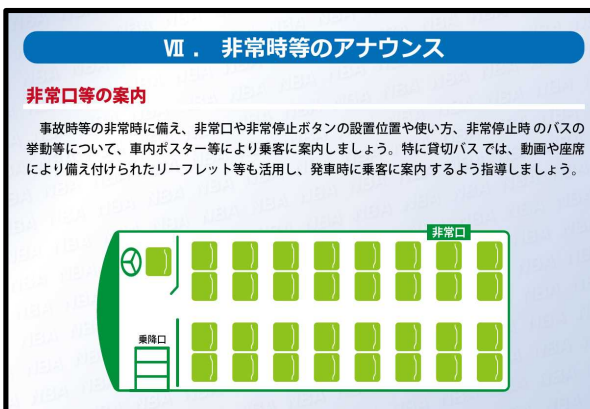
安全確認装置



映像収録・動揺計測・走行データ計測



燃料消費体感装置



V. 山間部等の勾配について

エアブレーキ車ではブレーキのバタ踏みは危険です！

事故状況
エアブレーキ車において、ブレーキペダルのバタ踏み等によりブレーキの効きが悪くなり、数台の車両と衝突する事故が発生しました。

※バタ踏みとは、ブレーキペダルの踏み込み、ゆるめ操作を短時間に必要以上繰り返すことです。

- エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをするとう空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。
- ✓空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド(赤色)ゾーンまで落ちるとともに警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。
- ✓取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。
- 下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。
- ✓フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」や「ベーパーロック現象」を起し、ブレーキの効きが悪くなり大変危険です。
- 過積載は法律で禁止されています。
- ✓過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

XI. 都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」

警察庁ホームページ
<https://www.npa.go.jp/>

XII. 日本道路交通情報センター

公益財団法人日本道路交通情報センターホームページ
<https://www.jartic.or.jp/>

4. 運転者の健康起因事故防止

(1) 会員バス事業者に対して、運転者の健康起因事故防止の取組に活用してもらうよう下記の国土交通省作成のマニュアルを周知等

記

- ・ 運転者の健康管理マニュアル
- ・ SAS対応マニュアル
- ・ 脳血管患対策ガイドライン
- ・ 心臓疾患大血管疾患対策ガイドライン
- ・ 視野障害対策マニュアル

その他

健康診断の受診の徹底し、運転者と日頃からコミュニケーションを図るとともに、個々の健康状態を把握した点呼を推進



(2) 取組事例の共有

中央技術委員会全国大会10月26日
開催において事業者情報共有
を行った

認知機能（脳体力）の見えるか安全プログラム (事例 J R 西日本バス (株))

認知機能からのアプローチで、自己の認知機能特性の確認、気づき、行動変容を促す事で、ドライバー自身の健康維持増進を促し、安全運転、運転寿命の延伸に寄与出来る環境の整備に期待できる

■ MieruCAR講習について

- 実 施：八尾自動車教習所
- 事業内容：自動車教習所/企業研修 など
- 所 在 地：大阪府八尾市高安町南7-21
- 企業研修内容：新入社員・事故惹起者
安全運転管理者・高齢運転者・安全講義 等
- 企画協力：㈱日本旅行
- 脳体カトレナーCogEvo開発：㈱トータルブレインケア

■ 認知機能（脳体力）の重要性

認知機能とは、五感（視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚）や平衡感覚などを通して、外部から得た情報をもとに物事を正しく理解・判断し適切に実行するための機能。円滑な日常生活を送るために不可欠。

視る(83%)
聴く(11%)
臭う(3.5%)
触る(1.5%)
味わう(1%)

情報獲得 → 理解・判断・学習・思考 → 行動

一連の情報処理過程が「認知機能」の働き!

認知機能（脳体力）は人間の活動そのものに影響

■ MieruCAR (ミエルカー) 講習プログラム 実証実験の流

6ヶ月間の実証実験 (全体の流れ)

開始 3ヶ月後 6ヶ月後

初回(オリエンテーション)
・ミニ講座 20分
・アンケート 5分
・CogEvo 5種チェック 5分

2回目
・ミニ講座 10分
・アンケート 5分
・CogEvo 5種チェック 5分

3回目
・ミニ講座 10分
・アンケート 5分
・CogEvo 5種チェック 5分

週3回 CogEvo 2種トレーニング

■ 認知機能（脳体力）の低下と運転リスク

注意力
必要な情報に気づいて入手し、意識を集中させ持続する力
* 信号や標識を見落とさない * 対人や対物への注意を怠らない

記憶力
ものを忘れずに覚えておき、必要な時に取り出す力
* 行先や道順を間違えない * 事故や困った経験を忘れない

見当識
月日や時刻、自分がどこにいるか等、基本的な状況を把握する力
* 予定していた時間に目的地へ着く * 曲がる交差点を間違えない

空間認識力
物体の空間に占めている状態や関係を素早く正確に把握する力
* 自分の位置関係をしっかり把握している
* 適切な車間距離を保つ * 周囲との関係を把握したバック駐車

計画力
状況を予測し適切な計画を考え実行する力
* カーナビゲーションシステムを使いこなしている
* 予定が変わったり、経路が通行不可になった場合も素早く判断できる

見当識 目的地までの道順運転の計画

記憶力 車間距離

空間認識力 ハンドル等の操作

注意力 信号機・標識

注意力 歩行者・自転車

参考資料：京都府立医科大学 成木 迅教授

■ MieruCAR講習 実証実験内容① ミニ安全講座

受講時と脳体カトレナーの様子

◆ 1回目ミニ講座◆
目的「安全」「健康」で長く運転業務に携われる環境を整えるために
→「脳体力（認知機能）」と運転の関係について知っていただく
→脳体力（認知機能）は日々変化することを知っていただく

◆ 2回目ミニ講座◆
→ 3ヶ月間の実証実験の途中結果
→ 結果の活用方法
→ 残り3ヶ月間の課題確認

■ MieruCAR講習 実証実験内容② 脳体カトレナーCogEvo

- ・ 脳体カトレナー CogEvoはタブレット/パソコン等（ICT）を活用した認知機能のチェックとトレーニングができるクラウドシステムです
- ・ 5種バランスチェックの操作時間は1名あたり1回約5分程度（クイックチェックは2分）
- ・ 認知機能の「計画力」「記憶力」「空間認識力」「見当識」「注意力」を5種のタスクで評価し、結果は得点、指数、取組時間を基に級数で表示される
- ・ 画面も見やすく、音声や文字での説明もあり、インターネット環境があればどこでも利用できる


(3) 運転支援装置の導入

運転者の健康起因事故等のリスク軽減を図るため、国の補助や運輸事業振興助成交付金事業を活用し、衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム（EDSS）、車線維持支援制御装置、デジタルタコグラフ、画像データ保存機能を有するアルコール検知器、送迎バス等については置き去り防止装置の導入を促進


ごあんない

このバスには**非常ブレーキ**が**搭載**されています。
This bus is equipped with the emergency brake.


① 運転者が急病等で運転できなくなった場合、
※普段から、椅子にしっかり腰かけ、てすり・つり革にしっかりおつかまりください。




② 非常ブレーキのカバーを開けスイッチを押してください。
※運転者自らが体調の異常等により非常ブレーキを操作し緊急停止させることがあります。




④ 警報が鳴り始めてから約3秒後、緊急停止します。



③ 警報が鳴りますので、緊急停止に備えてください。
※緊急停止 おつかまりください Hold Handrail



バス前方



非常ブレーキスイッチはバス前方運転者席後ろ付近に設置されています。

おねがい 運転者の異常時以外の非常ブレーキスイッチの操作は、法令により禁止されています。
Except in cases when the driver cannot function normally, operating the emergency brake switch is a violation of the law.
運転者が急病等により運転の継続が困難な場合以外は、非常ブレーキスイッチを**絶対に押さないで**ください。
Never push the switch unless the driver cannot continue operating the bus due to sudden illness or other reason.

国土交通省 公益社団法人日本バス協会

ご理解とご協力をお願いいたします。

6. 運輸安全マネジメントの推進

機関紙、HP掲載等による周知を図ると共に、地方バス協会が運輸安全マネジメント講習会（地方バス協会の講習会開催実績 令和4年:46回:令和3年:43回）を開催し受講促進を図る。

貸切バス事業者安全評価認定制度にて「運輸安全マネジメント状況」を確認

令和4年春に「安全マネジメントに取り組みましょう」を改訂（第3版）及び配布して会員事業者に対し安全教育に活用を促した。

（バスにおける総合安全プラン、運輸防災マネジメント等を追加掲載）



7. 貸切バス事業者の安全性に関する取組み

(1) 貸切バス適正化機関との連携

地方バス協会は貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進

(2) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及・拡大

貸切バス事業者安全性評価認定制度の認知度向上を図るため、旅行業界及び利用者に対して周知

貸切バスに対する利用者の安全・安心のPRの向上のため、本認定制度の内容について見直しを進めているところ

貸切バス事業者安全性評価認定制度のマークは、バスの安全運行の安心と信頼の証です。



公益社団法人日本バス協会

認定事業者数 3, 556

(令和5年10月31日現在)